



被災地における被災建築物等の解体等の現状及び今後の見込み

1 被災建築物等の解体の現状及び今後の見込み（予定）について

青森県	被災建築物の解体に係る申請があれば、被災自治体から本県に通知されるが、平成23年10月以降は被災自治体から当該通知はない。
岩手県	現時点で被災建築物の大部分は解体済みであり、平成25年度中には、全て完了する見込み。
宮城県	県及び市町村で把握している被災建築物については、仙台市を除き現時点で大部分が解体済みであり、年度内ではほぼ完了の見込み。 仙台市内では、平成26年度も多くの被災建築物の解体が行われる見込み。
福島県	放射性物質汚染対処特措法で国が指定した汚染廃棄物対策地域を除いた福島県の災害等廃棄物の処理の進捗状況は、平成25年9月末現在で63%であり、平成25年度内には処理終了が困難となっており、平成26年度の早い時期での終了を目指し、処理を促進しているところです。 なお、家屋解体のみに係る進捗率については集計しておりませんが、浜通り地方の一部の自治体では、家屋解体の数が膨大であることから、平成27年度まで処理が残る可能性があります。 また、中核市である郡山市、いわき市については、平成25年度中に完了の見込みです。
茨城県	現時点で被災建築物の解体は完了済みである（公費による解体に限る）。 (1市にて1,078件実施)
栃木県	現時点で解体が必要な被災建築物の大部分は解体されているが、本年度中も一部解体される予定あり。
千葉県	現時点で、被災建築物(全壊約300棟)の大部分は解体撤去済みであるが、液状化等による被災建築物(半壊約850棟)は500から600棟ほど残存するが、所有者の解体ないし修繕に対する意向が未定・不明である。

2 がれき処理やがれきの集積場の現状及び今後の見込み（予定）について

青森県	<p>本県での災害廃棄物の処理は終了しており、平成 25 年 3 月に災害廃棄物仮置き場が廃止された。</p>
岩手県	<p>がれき（津波堆積物を含む災害廃棄物）の処理状況については、平成 25 年 9 月末時点で約 402 万 t を処理。岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づく推計量 525 万 t に対して進捗率は 76.5% となり、9 月末の中間目標値 72% を超え、年度内での処理完了を目指しているところ。</p> <p>今後の課題として、引受先未定となっている一部の不燃系廃棄物の調整等が必要となるほか、復興資材化した津波堆積土の保管場所確保や具体的な活用先とのマッチングを進め、年度内での全量処理に向けて全力で取り組んで行く。</p>
宮城県	<p>平成 25 年度中には、処理施設の解体も含め完了する見込み。</p>
福島県	<p>1 のことから、災害廃棄物の仮置場についても、災害等廃棄物の処理事業が終了しない限り、閉鎖できないため、今後の見込みは、災害等廃棄物処理事業と同様です。</p> <p>また、郡山市については、3 箇所の仮置場のうち 2 箇所については、平成 26 年度において処分のための搬出作業を継続する可能性があります。</p> <p>なお、いわき市については、災害廃棄物が、現在、仮置場 14 箇所で選別作業を実施しており、処理施設等において、9 月末現在で発生量の約 91%（津波堆積物を除く）を処理したところです。</p> <p>概ね平成 25 年度末までに処理を完了する見込みですが、石膏ボード類及び被災船舶については、平成 26 年度も引き続き処理が必要な見込みです。</p>
茨城県	<p>平成 25 年度 9 月末でがれきの 94% 程度を処理したところであり、今年度中には処理が完了する見込み。</p>
栃木県	<p>現在も災害廃棄物を保管する仮置場が 1 箇所（1 市）あるが、他の市町の災害廃棄物は全て処分済み。</p> <p>また、この仮置場についても、2 月末までに全て処理が完了する見通し。</p>
千葉県	<p>がれきの集積場は、千葉県内では旭市のみ存在する。旭市の集積場も今年度末をもって閉鎖されるが、個別の解体工事の対応を検討中。</p>

3 アスベスト大気濃度調査の現状及び今後の見込みについて

青森県	<p>本県では平成 23 年 3 月～平成 23 年 10 月までの間に、被害を受けた建物周辺で延べ 14 地点、廃棄物集積所で延べ 32 地点の調査を実施し、調査結果はいずれも敷地境界規制基準値（10 本/L）以下であった（青森県提出資料 1 参照）。</p> <p>また、平成 23 年 10 月以降、被災自治体から本県に対し、被災建築物の解体についての通知がなく、東日本大震災への対応としてのアスベスト大気濃度調査をしていない。</p>
岩手県	<p>県として、平成 25 年 10 月までにがれき集積場など計 33 箇所アスベスト大気濃度調査を行ったところであり、引き続き、来年 3 月までに計 20 箇所程度アスベスト大気濃度調査を行う予定である。</p> <p>平成 26 年度以降もアスベスト大気濃度調査を行う予定だが、調査地点数については、現在、検討中である。</p>
宮城県	<p>県では、平成 25 年度に沿岸部被災地において延べ 40 地点（10 地点、年 4 回）で環境大気中アスベスト濃度調査を実施予定。平成 26 年度は、沿岸部 3 市町各 2 地点（年 4 回）及び被災建築物解体現場 16 地点で実施予定。</p>
福島県	<p>当県では、一般環境大気中のアスベスト調査を行っており、平成 23 年度より、東日本大震災による災害解体物による一般大気へのアスベスト飛散を監視する目的で月 1 回 1 地点で実施しています。今後の調査回数については中核市を含む関係機関で検討中です。</p> <p>また、いわき市では、災害廃棄物仮置き場 15 箇所で大気中のアスベストにかかるサンプリング及び分析を実施しました。平成 26 年度以降の予定については今後の災害廃棄物の処理状況によって決定することとしており、現時点では未定です。</p>
茨城県	<p>県として、東日本大震災への対応に特化したアスベスト大気濃度調査は行っていない。</p>
栃木県	<p>県として、通常の大気環境のアスベストモニタリングを県内 3 箇所で行っているが、平成 24 年度に限り、比較的震災被害の大きかった市（1 箇所）で追加実施。</p>
千葉県	<p>仮設住宅において環境調査を実施したが、アスベストが検出されないため 25 年度からは実施しない。</p>

4 その他

青森県	環境省が実施している東日本大震災の被災地におけるアスベスト濃度大気調査については、第1次～第4次モニタリングでは八戸市及びおいらせ町の地点について調査し、第5次～第9次モニタリングでは八戸市の災害廃棄物仮置き場3地点について調査した（青森県提出資料2参照）が、八戸市の災害廃棄物仮置き場が平成25年3月に廃止されたため、第10次モニタリング以降、本県の調査地点を選定しないこととしている。
福島県	福島県全体の災害等廃棄物処理事業の終了時期は、対策地域内の処理の見込みが現状では立っていないため、不明の状態です。 なお、家屋の解体については、人手や機材が不足していること、また一部地域においては、仮住まいのアパート等が確保できないことなどが事業が円滑に進まない大きな要因となっております。
栃木県	震災の前後でも特定粉じん排出等作業等の作業件数に大きな変動なし。